

同時発表 関東地方整備局・近畿地方整備局

平成 25 年 5 月 24 日
大臣官房地方課

国土交通省が発注したプレストレスト・コンクリートによる 橋梁の新設工事に係る損害賠償請求について

国土交通省発注のプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事に関し、公正取引委員会により談合を行っていたと認定された事業者に対し、本年 2 月 8 日付けで請求を行った違約金について、これまでに約 8 億円全額（関東地方整備局約 3.5 億円、近畿地方整備局約 4.5 億円）が収納済みとなったところです。今回、違約金特約条項のない工事等について、損害賠償を請求しましたのでお知らせします。

1. 請求相手及び請求額

本年 4 月 30 日以降、事業者 18 社（関東地方整備局 18 社、近畿地方整備局 14 社）に対して、受注工事のほか、入札に参加した工事等に関して、損害賠償を請求しました。

【受注工事ベース請求の内訳】

工事件数	125 件
（うち関東地方整備局分	44 件）
（うち近畿地方整備局分	81 件）
損害賠償請求総額約	1,719 百万円
（うち関東地方整備局分約	628 百万円）
（うち近畿地方整備局分約	1,091 百万円）

2. 損害及び請求の概要

実際の落札率と競争市場が正常に機能していたと考えられる場合の想定落札率との差から損害額を算定し、請求しました。

【問い合わせ先・連絡先】

大臣官房地方課 公共工事契約指導室
公正入札監視官 大澤(内線21952)
電話 :03-5253-8111(代表)
03-5253-8919(直通)
FAX:03-5253-1533